

提案書評価基準

1 評価事項

評価事項は、表1のとおりとする。

表1 評価事項

評価項目 ()配点	評価項目の着眼点			配点	評価	評価点
業務実施能力等 (45)	業務実績	会社	同種又は類似業務の実績	10		
		管理技術者	実績内容	10		
			技術資格	5		
	担当技術者	実績内容	同種又は類似業務の実績	10		
業務実施方針等 (70)	業務実施体制			10		
	事業への理解・知識	課題認識・検討の視点		15		
		対応策		20		
		知見やデータに基づいた論理的な説明がなされているか		20		
	実施工程の妥当性		合理的かつ現実的な業務工程が策定されているか	15		
ワークライフバランスに関する取組等 (5)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）				1	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加算）				1	
	以下のうちいずれかの認定の取得 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・よこはまグッドバランス賞の認定の取得				1	
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得				1	
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している				1	
	評価の合計（120点満点）					

2 評価方法

(1) 各評価項目について、次のように評価を行う。

ア 業務実施能力等の業務実績は、A、C、Eの3段階評価を行う。

イ 業務実施能力等の業務実施体制及び、業務実施方針等は、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。

ウ ワークライフバランスに関する取組等は、A、Eの2段階評価を行う。

(2) 評価点は、各評価項目の配点に、A=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=0/5 を乗じて算出する。

(3) 同種又は類似業務について

過去 10 年以内に履行した以下の業務を対象とする。

ア 同種業務

- (ア) スポーツ施設（Jリーグで使用されている球技場）を主とする公園に関する基本計画案等の策定業務
- (イ) スポーツ施設（Jリーグで使用されている球技場）を主とする公園に関する公民連携手法の導入可能性調査業務

イ 類似業務

- (ア) スポーツ施設や公園整備に関する基本計画案等の策定業務
- (イ) スポーツ施設や公園整備に関する公民連携手法の導入可能性調査業務

(4) 「ワークライフバランスに関する取組等」は、事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。

なお、共同企業体を組成する場合、「ワークライフバランスに関する取組等」については、1者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。

(5) 各評価委員は、提案者ごとに評価を行う。評価点は評価委員 1 名につき 120 点満点とする。

(6) 評価委員会に出席した評価委員の評価点の合計を当該提案者の評価結果とし、最上位を決定する。

なお、「業務実施方針等」の評価項目で E 評価がある提案は、原則として採用しない。

(7) 評価点について最上位の者が 2 者以上同点となった場合には、「業務実施方針等」の合計点数で再評価を行う。なお、再評価の合計点数も同点の場合は、評価委員会で採決し最上位を決定する。

表2 評価の視点

評価項目	評価項目の着眼点			A	B	C	D	E
業務実施能力等	会社	同種又は類似業務の実績	同種業務について、基本計画案等の策定業務と公民連携手法の導入可能性調査業務両方の履行実績がある			同種業務又は類似業務について、基本計画案等の策定業務と公民連携手法の導入可能性調査業務両方の履行実績がある		A Cに該当しない
			同種又は類似業務の実績	同種業務について履行実績がある		同種業務又は類似業務について履行実績がある		A Cに該当しない
	管理技術者	技術資格	一級建築士、技術士（建設部門）の両方を保有している			一級建築士又は技術士（建設部門）を保有している		保有していない
	担当技術者	実績内容	同種又は類似業務の実績			同種業務又は類似業務について、基本計画案等の策定業務と公民連携手法の導入可能性調査業務両方の履行実績がある		A Cに該当しない
業務実施体制	提案内容を実施できる人員や体制が確保されているか		提案内容に対して、十分な体制が配置され、業務遂行能力が高いと感じられる	提案内容に対して、必要な体制が配置されている	どちらともいえない	提案内容に対して十分な体制が配置されていない	提案内容に対して体制が不十分である	

評価項目	評価項目の着眼点			A	B	C	D	E
業務実施方針等	事業への理解・知識	検討の視点・課題認識・	本業務に関する理解や知識を有し、的確に課題や検討の視点を捉えられているか	的確に捉えられている	捉えられている	どちらともいえない	あまり捉えられない	捉えられない
		対応策	具体的かつ実現性が高い対応策となっているか	具体的な手法に基づいた実現性が高い対応策となっている	実現性が高い対応策となっている	どちらともいえない	あまり実現性がある対応策とはいえない	具体性がなく、実現性がある対応策とはいえない
		実施工程の妥当性	知見やデータに基づいた論理的な説明がなされているか	前提条件を十分に踏まえ、知見やデータに基づいた論理的な説明がなされている	知見やデータに基づいた論理的な説明がなされている	どちらともいえない	あまり知見やデータに基づいた論理的な説明がなされていない	知見やデータに基づいた論理的な説明がなされていない
	実施工程の妥当性	合理的かつ現実的な業務工程が策定されているか	計画性があり、今後の行程が見通せる内容である	計画性がある内容である	どちらともいえない	あまり計画性がある内容ではない	計画性がなく、今後の見通しが乏しい内容である	
ワークライフバランスに関する取組等	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)		該当している					該当していない
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満の場合のみ加算)		該当している					該当していない
	以下のうちいずれかの認定の取得 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・よこはまグッドバランス賞の認定の取得		該当している					該当していない
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		該当している					該当していない
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している		該当している					該当していない